

基本目標 1

生涯を通じて学び育つまち

【子ども・生涯学習の分野】

施策 1 子育て

前期基本計画における取組みと今後の課題

平成 27 年 4 月の「子ども・子育て支援新制度^{※1}」のスタートにあわせて、市では、平成 27 年 3 月に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を計画的かつ総合的に推進してきました。

1. 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援

子ども家庭支援センターでの総合相談機能の充実はもとより、乳児家庭全戸訪問事業など、きめ細かな相談体制を構築し、子育て家庭への支援を充実してきました。

しかし、育児に関する相談から児童虐待への対応、養育が困難な家庭への支援など、相談件数は年々増加し、さらに近年では、妊娠期からの支援が必要となるケースが増加傾向にあることから、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関するさまざまな悩みなどに円滑に対応し、保健師等が専門的な見地から相談支援などを実施する切れ目のない支援体制の構築と支援の提供が求められています。

また、市の充実した子育て支援サービスを市内外に情報発信し、子育てしやすいまちを積極的に PR していく必要があります。

2. 地域や関係機関と連携した支援

子ども家庭支援センターでは、児童相談所や保健・医療・福祉・教育などの関係機関、地域とのネットワーク等により、子育て家庭を支援してきましたが、複雑かつ専門的な相談に適切に対応していくためには、さらに関係機関や地域とのネットワークを強化していく必要があります。

また、地域子育て支援センター^{※2}や児童館においては、地域の子育て支援拠点として、子育て相談や育児講座の実施、サークル活動・情報交換の場の提供など、これまでも子育て家庭の支援に努めてきましたが、今後はさらに地域におけるさまざまな子育て支援サービスをより利用しやすく、より充実した内容にしていく必要があります。

ひとり親家庭に対しては、各種手当の支給のほか、ハローワークなどの関係機関と連携した各種就業支援事業を実施するなど、経済的な自立を促すためのきめ細かな支援に取り組む必要があります。

※1 子ども・子育て支援新制度：平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づき、就学前の子どもの保育・幼児教育、地域の子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進するための制度。
※2 地域子育て支援センター：地域での子育て支援の拠点として位置付けられた施設で、市内では、太陽の子保育園と羽村たつの子保育園で実施している。

基本方針

すべての子どもが良質な成育環境のもとで、健やかに育つことができるよう支援を行います。また、市民、関係機関、事業者などと連携して、地域全体で子育て家庭を支援する環境を整備します。

今後の方向性

1. 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供

安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、保健・医療・福祉・教育の分野が連携し、妊娠・出産期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対する切れ目のない支援に努め、市民ニーズに的確に対応した子育て家庭への支援に取り組みます。

また、若い世代の定住促進を図るため、市の子育て支援に関する取組みを積極的に発信していきます。

2. 地域や関係機関と連携した支援の充実

子育て家庭が、身近な地域で安心して子育てができるよう、地域全体で支援していく体制の充実を図るとともに、養育が困難な家庭やひとり親家庭などが、安定した生活の中で子どもを健やかに育てることができるよう、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな自立支援を行っていきます。

また、発達支援が必要な子どもの健全な育成を図るため、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな福祉サービスの提供と自立支援に資する取組みを推進します。

主な計画事業

【事業の区分】
 重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

関連計画
 羽村市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

1. 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	妊娠・出産・子育て包括支援拠点の設置と運営	妊娠・出産期から子育て期までのさまざまなニーズに対して、妊娠・出産・子育て包括支援拠点を設置し、切れ目のない総合的相談支援を効果的に実施していきます。	重点輝①
1-2	訪問型子育て支援サービス事業の充実（乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問の充実）	乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報を提供します。また、養育が困難な家庭については、相談を継続し、必要に応じてヘルパーを派遣します。	重点輝①

2. 地域や関係機関と連携した支援の充実

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	子育て力向上のための支援	子育てに関する悩みや不安を軽減し、親の子育て力の向上につなげるため、保護者対象の講座などを充実します。	
2-2	子育てひろば事業の充実	親同士の交流や親子のふれあいの場を提供するため、地域子育て支援センターや児童館などの身近な施設における子育て相談や親子参加型講座の充実を図ります。	重点輝①
2-3	あかちゃん休憩室事業の充実	保護者が安心して乳幼児を連れて外出できるよう、公共施設のほか、保育園、幼稚園、商店などの地域の協力を得て、おむつの取替えや授乳ができる「あかちゃん休憩室」を設置していきます。	
2-4	ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育ての輪を広げ、地域で子育てを支援する環境づくりを進めるため、保育施設への送迎などを行う育児サポートを実施します。	
2-5	ひとり親家庭就業支援事業等の充実	ひとり親家庭が経済的に自立し、生活の安定が図れるよう、就業支援や経済的支援などの充実を図ります。	
2-6	発達支援体制の構築	乳幼児期から成人期までの切れ目のない発達支援を行うため、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携し、組織横断的な体制を構築します。	重点輝①

第1編 基本構想
 第2編 後期基本計画
 基本目標 1
 基本目標 2
 基本目標 3
 基本目標 4
 推進する構想のために
 資料編

施策
2

保育・幼児教育

前期基本計画における取組みと今後の課題

平成 27 年 4 月からスタートした子ども・子育て支援新制度により、市では、就学前の子どもの教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図り、子育て支援施策を総合的に推進してきました。

1. 保育・幼児教育

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる時期であり、子どもが健やかに成長するためには、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い保育・幼児教育、子育て支援の安定的な提供が必要です。

就学前の保育・幼児教育は、主に、市内の認可保育園、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業および東京都の認証を受けた認証保育所により提供され、施設の設置主体の違いや種別を超えて良質な保育・幼児教育を実施しています。

こうした中、子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」が創設され、保育と教育の財政支援の仕組みを共通化することで、広域的な利用を基本とする幼稚園についても、新制度に移行した園については「施設型給付」として一体的に財政支援していくこととなりました。

また、民間認可保育園の園舎整備に対して財政的支援を行い、待機児童数の多い低年齢児クラスの定員を拡大するとともに、就労形態の多様化や共働き家庭の増加などによるニーズの多様化に対応するため、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業等のサービスを充実するなど、子どもたちの良質な保育・幼児教育環境を整備してきました。

今後は、将来の保育需要を的確に見定め、計画的な保育提供体制の確保、保育・幼児教育のさらなる質的向上に努めていくとともに、市の充実した保育・幼児教育環境を積極的に情報発信していく必要があります。

2. 幼児期から小学校就学期への移行

小学校就学時に児童が環境に慣れないなどの課題を抱えないよう、幼稚園、保育園、小学校、保護者が相互に連携・協力し、幼稚園、保育園と小学校の円滑な接続のため、つながりを意識した取組みを行い相互理解の促進を図ってきました。

また、発達に課題を抱えた児童などを早期支援につなげていくため、関係機関で構成する特別支援教育連絡協議会を開催し、就学予定の児童についての情報交換などを行ってきました。

幼児期から小学校就学期への円滑な移行にあたっては、こうした取組みを一層充実させるとともに、発達に応じた適切な保護者との関わり、子どもの成長過程の連続性を重視した質の高い保育・幼児教育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を支援することが必要です。

基本方針

乳幼児期にある子どもたちが健やかに成長できるよう、保育・幼児教育環境の整備・支援に取り組むとともに、小学校への円滑な就学を支援します。

今後の方向性

1. 保育・幼児教育の充実

子どもとその保護者が置かれている環境や保護者の選択に基づき、発達段階に応じた保育・幼児教育が適切に提供されるよう、計画的な提供体制の確保と質的向上を図ります。

また、多様なニーズに対応したサービスの提供に努めるとともに、若い世代の定住促進を図るため、充実した保育・幼児教育に関する取組みを積極的に発信していきます。

2. 幼児期から小学校就学期への移行支援

幼稚園、保育園、小学校、保護者が相互に連携・協力し、子どもの発達や学びの連続性を意識した移行支援に取り組むとともに、発達に課題のある児童などに対して、成人期に至るまでの切れ目のない支援が行える体制を構築します。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

羽村市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

1. 保育・幼児教育の充実

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	民間保育園施設整備の支援	低年齢児の定員拡大など、待機児童の状況に応じた定員変更を行うため、民間認可保育園の園舎整備に対して財政的な支援を行います。	重点
1-2	保育・幼児教育の提供体制の確保・充実	既存の保育園、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業および東京都の認証保育所において、発達段階に応じた質の高い保育・幼児教育を適切に提供する体制を確保します。	重点 輝①
1-3	多様なニーズに対応した保育事業の実施	多様なニーズに対応する保育サービスを充実するため、2 時間延長保育の拡充などを行います。	重点
1-4	病児・病後児保育事業の実施	安心して子育てができる環境の充実を図るため、病気や病気の回復期にある子どもの受入れを行う体制を確保します。	重点

2. 幼児期から小学校就学期への移行支援

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会の運営	幼稚園、保育園と小学校の円滑な接続のため、連携推進懇談会による現状把握、情報交換を行うとともに、相互の交流機会の促進を図るなど、つながりを意識した取組みを推進します。	重点輝①
2-2	特別支援教育連絡協議会の充実	発達に課題を抱えた児童などを早期に発見し、個々の段階にあわせて、保健・福祉・教育などの機関が連携して支援する体制の充実を図ります。	重点輝①
2-3	発達支援体制の構築	乳幼児期から成人期までの切れ目のない発達支援を行うため、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携し、組織横断的な体制を構築します。	重点輝①

施策
3

学校教育

前期基本計画における取組みと今後の課題

生涯学習基本計画に沿って、市全体で生涯学習を総合的に推進し、さまざまな施策に取り組んできました。

1. 小中一貫教育を柱とした教育

小中一貫教育基本計画に沿った、義務教育9年間の継続したきめ細かな指導を積み重ね、小・中学校におけるさまざまな取組みを通じて、中学校1年生の不安(中1ギャップ^{※1})の解消、学力の向上、いじめや不登校の減少などに取り組むほか、授業時数の確保と充実した教育内容の実施、特色ある学校づくり交付金の交付、授業改善推進プランの作成、学習サポーターの導入などを行い、学校教育の質の向上が図られています。

今後も、基礎的・基本的な学習内容を確実に身につけ、社会の変化に主体的に対応し、課題を解決できる力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など「生きる力」を育てていくことが求められています。

新たな教育課題に対応していく中、「小中一貫教育基本計画」に沿って、「学力向上」に関わる施策の展開を図り、中学校区ごとの特色に合わせた小中一貫教育の実施や教員の資質向上への取組みなど、学力向上や生きる力を身につけるための体制整備を図るとともに、特色ある学校教育に関する取組みを積極的に発信していく必要があります。

2. 多様なニーズに応じた教育

羽村西小学校に知的障害、松林小学校に自閉症・情緒障害の特別支援学級^{※2}を開級し、小学校通級指導学級を特別支援教室として制度を変更し、発達などに課題のある児童の支援体制を整えるとともに、特別支援教育^{※3}における支援員の配置により、小学校の通常学級に在籍する発達障害などのある児童に対し、個に応じた支援体制の充実を図りました。

今後もさらに、児童・生徒・保護者のニーズを受け止めた共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システム^{※4}の構築を目指し、合理的配慮や基礎的環境整備を充実させていく必要があります。

東京都のスクールカウンセラー^{※5}事業の活用や羽村市教育相談室の相談員の全小学校巡回(週1回)により、在席の学校で児童・生徒・保護者・教員が相談できる体制を整備しました。

また、スクールソーシャルワーカー^{※6}による小・中学校や家庭への訪問を通して、虐待や不登校などの問題を抱える児童・生徒・家庭への対応を図っていますが、中学校における不登校の出現率は依然として横ばいの状況にあることから、関係機関が連携してその解消に取り組む必要があります。

3. 教育環境

学校教育施設の長寿命化を図るため、施設の改修工事を計画的に実施してきましたが、施設の老朽化に伴う大規模改修や建替えの時期を迎え、財政負担の軽減と平準化を図る必要があります。

教育用コンピュータの更新やデジタルテレビ、学校図書館総合管理システム等の導入により、情報教育の推進や読書環境の整備を図るなど、ソフト・ハードの両面からの充実を図りました。

今後は、機器を有効活用した学習の推進、更なる学習ニーズに対応した教育環境の整備が必要となっています。

学校教育の充実のため、地域ぐるみで子どもを育てる体制の構築が求められていることから、全中学校区に学校支援地域本部^{※7}を設置し、「学校支援地域本部コーディネーター」を中心とした関係機関などの連携のための支援体制の構築を始めました。

今後はさらに地域の支援体制を整え、学校教育の質の向上につなげていくことが求められています。

基本方針

児童・生徒一人ひとりの個性と能力を最大限伸ばすとともに、「生きる力」を育み、豊かな人間性と社会性を身につけさせるため、小中一貫教育を中心とした学校教育の充実を図ります。

今後の方向性

1. 小中一貫教育を柱とした教育の充実

「小中一貫教育基本計画」の成果と課題を検証して改定を行い、子どもたちの健やかな成長につながる体制整備に努め、学力向上のための取組みや新たな教育課題への対応、時期を捉えたオリンピック・パラリンピック教育などを推進するとともに、こうした市独自の特色ある学校教育の魅力を発信していきます。また、平成30年度の次期学習指導要領の先行実施により、小学校5・6年生で英語が教科化することから、小学校低学年からの英語教育の充実を図ります。

2. 多様なニーズに応じた教育の充実

インクルーシブ教育システムの構築を推進し、だれもが学びやすい教育環境づくりに取り組みます。教育相談体制の充実と関係機関との連携強化を図り、発達に課題のある児童、多様化するいじめ、不登校の未然防止など、家庭への支援におけるきめ細かな支援体制づくりを進めます。

- ※1 中1ギャップ：小学生から中学1年生に進級した際に被る、心理や学問、文化的なギャップと、それによるショックのこと。
- ※2 特別支援学級：特別の支援を必要とする児童および生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うための学級。
- ※3 特別支援教育：障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。
- ※4 インクルーシブ教育システム：一人ひとりに応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障害のある者と障害のない者が可能な限りともに学ぶ仕組みを構築すること。国や都道府県、市町村では必要な教育環境の整備を行うこと（基礎的環境整備）と各学校において、障害のある子どもの状況に応じて必要となる適当な変更・調整（合理的配慮）が提供されることなどを要件としている。
- ※5 スクールカウンセラー：児童・生徒やその保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。
- ※6 スクールソーシャルワーカー：教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識などを有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」などにより、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材のこと。
- ※7 学校支援地域本部：学校を支援するため、学校が必要とする地域の方々をボランティアとして派遣する組織。

3. 教育環境の整備

学校教育施設については、改修工事を計画的に進め、時代に即した ICT^{※8}環境の整備や学校図書館総合管理システムを計画的に整備し、教育環境の充実を図るとともに、家庭・地域と連携・協力した学校支援の仕組みづくりを進めます。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

羽村市生涯学習基本計画（平成 24 年度～平成 33 年度）
 羽村市小中一貫教育基本計画（平成 27 年度～平成 31 年度）
 羽村市子ども読書活動推進計画（平成 29 年度～平成 33 年度）

1. 小中一貫教育を柱とした教育の充実

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	中学校区ごとの特色ある教育活動の充実	小・小の連携と小・中の滑らかな接続を図るため、中学校教員による小学校の授業への乗り入れ授業、小学校同士の合同授業や宿泊行事等の合同開催、家庭学習の共通した取組みなど、中学校区に応じた連携の工夫と充実を図ります。また、小・中教員の交流や情報交換などの合同研修会を充実します。	重点輝①
1-2	学力向上のための取組みの推進	算数・数学を中心とした学力向上に取り組みます。小・中学校で児童・生徒の基礎的な学力向上を図り、学習指導などを充実させるため、学習サポーター等の必要に応じた支援（人的配置や研修の実施等）などを行います。社会的能力や教養、知識、経験を含めた能力の育成を図るため、アクティブ・ラーニング ^{※9} の視点から児童・生徒自らが能動的に学習する授業を実施します。	重点輝①
1-3	読書活動の充実	小・中学校の読書活動を推進するとともに、全てのライフステージにつなげていくなど、小中一貫教育における成果を生かした取組みの推進と充実に努めます。	
1-4	オリンピック・パラリンピック教育の推進	小・中学校全校において、オリンピック・パラリンピック精神、スポーツ、文化、環境をテーマとした取組みを展開し、ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ指向、豊かな国際感覚などの資質を重点的に育成します。	重点輝⑦
1-5	英語教育の充実	小学校英語教科化に向け、現在配置している ALT ^{※10} を活用し、指導体制や学習環境の強化、授業改善を行います。コミュニケーション能力を育成するため、市独自の取組みとして、小学校 1 年生からの英語教育を実施します。	重点輝①

※8 ICT：Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。情報処理および情報通信、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどを総称する用語。

1-6	音楽教育の充実	豊かな感性や情操を育み、生涯を通じて音楽に触れあうことを推進するため、小・中学校全校での金管バンド、ブラスバンドなどの音楽活動、オーケストラ鑑賞教室、小・中学校音楽フェスティバルなどを実施します。	重点輝①
1-7	特色ある学校づくりの充実	子どもや地域の特性を生かした教育活動を展開するための「特色ある学校づくり交付金」を活用した教育活動の充実と活性化を図ります。	
1-8	健康な体づくりの推進	日常的に学校や地域、市の体育行事などにおいて、児童・生徒が運動に取り組むことができるよう、子どもたちの健やかな体を育む機会の創出・充実に努めます。	
1-9	人間学（キャリア教育）の実施	キャリア教育を基盤にした縦断的・横断的学習を通して、学ぶことや働くことに対する考え方を身につけ、自らの生き方について主体的に取り組み、実践しようとする態度を育てることを目標に、職場体験学習などに取り組みます。	重点輝⑤

2. 多様なニーズに応じた教育の充実

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	多様なニーズに応じた特別支援体制の充実（インクルーシブ教育システムの構築）	特別支援教室における支援の充実や、特別支援学級における教育活動の充実を図ります。また、専門性のある人材を活用し、適切な就学相談、転学相談などを充実させます。さらに教員の専門性の向上を図る研修を充実させるとともに、通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への支援を充実するため、教員の資格を有する特別支援教育支援員 ^{*11} を小学校全校から中学校全校まで拡大して配置・活用します。全ての学校でユニバーサルデザイン ^{*12} による授業づくり・学習環境整備を進めるなど、基礎的環境整備や合理的配慮を充実させ、インクルーシブ教育システムの構築を進めます。	重点輝①
2-2	特別支援教育連絡協議会の充実	発達に課題を抱えた児童などを早期に発見し、個々の段階にあわせて、保健・福祉・教育などの機関が連携して支援する体制の充実を図ります。	重点輝①
2-3	発達支援体制の構築	乳幼児期から成人期までの切れ目のない発達支援を行うため、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携し、組織横断的な体制を構築します。	重点輝①
2-4	多様なニーズに応じた教育相談の充実	スクールソーシャルワーカーを増員するなどの支援体制の整備充実を図り、いじめ、不登校等の未然防止・早期対応に向けたきめ細かい教育相談体制を充実させます。関係機関（保健・医療・福祉・教育など）との連携による体制づくりを進めます。	重点輝①

3. 教育環境の整備

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	学校教育施設の計画的な改修	学校教育施設の長寿命化を図るため、施設の改修工事を計画的に実施します。	重点
3-2	学校教育環境の整備	小・中学校の ICT 環境の整備を計画的に実施し、指導の充実に努めます。学校図書館総合管理システムの整備、拡大などを計画的に実施します。学校支援地域本部コーディネーターの役割を明確にし、学校支援地域本部の主体的な活動と学校教育の質の向上につながる取組みとなるよう体制づくりを進めます。また、「地域とともにある学校」としてのあり方や地域人材の活用について検討していきます。	重点

第1編
基本構想

第2編
後期基本計画

基本目標
1

基本目標
2

基本目標
3

基本目標
4

推進する構
想のために

資料
編

- ※9 アクティブラーニング：授業者が一方向的に学生に知識伝達をする講義スタイルではなく、課題研究やPBL（プロジェクト・ベースド・ラーニング）、ディスカッション、プレゼンテーションなど、児童・生徒の「能動的な学習を取り込んだ授業」を総称する用語。
- ※10 ALT：Assistant Language Teacher（アシスタント・ランゲージ・ティーチャー）の略。外国語を母国語とする外国語指導助手をいい、小学校や中学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に教育委員会から学校に配置され、授業を補助する人。
- ※11 特別支援教育支援員：通常学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童の学力向上を図り、学校生活の支援をするために、各小学校へ配置している職員。
- ※12 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができるもので、障害があるなしに関わらず、誰にでもわかりやすく、使いやすいデザイン、理解しやすい環境整備などのこと。学校教育にユニバーサルデザインの考えを取り入れていく取組みであり、発達障害などのある子どもにとって参加しやすい学校、わかりやすい授業は、他のすべての子どもにとっても同じであるとの観点に立った授業改善の実践のこと。

前期基本計画における取組みと今後の課題

子どもや若者が、社会の一員として、心豊かで健やかに成長することを目指し、体験活動を中心とした「子どもや若者への支援」、子どもの居場所としての「放課後対策」を中心に事業展開しました。

1. 子どもや若者への支援

青少年健全育成の日における体験事業、地域をフィールドとした田んぼ体験、少年少女球技大会、子ども体験塾、夢チャレンジセミナー、青少年対策地区委員会^{※1}が行う体験事業などを通じて、青少年が豊かな人間性と社会性を身につけるための支援を行いました。また、地域で青少年の健全育成を推進している青少年対策地区委員会などに財政支援を行いました。

しかし、スマートフォンをはじめとする情報通信機器やゲーム機器の急速な普及拡大に伴い、コミュニケーション形態の変化や、屋外での活動、地域での生活体験の機会の減少など、人間関係の希薄化による子どもや若者の社会性の低下が懸念されています。子どもや若者が社会の一員としての自覚と責任を持ち、地域の人との関わりの中で成長していけるよう、家庭、学校、地域、企業、行政が互いに連携し、子どもや若者が地域や社会で活動する機会を増やすなど、子どもや若者を取り巻く環境の改善に努めていく必要があります。

また、子ども・若者を取り巻く環境は時代の流れとともにめまぐるしく変化し、その結果生じてきたさまざまな課題に対応できずにいる子ども・若者が増え、若年無業者（ニート）やひきこもりなど若者の自立をめぐる諸問題が深刻化していることから、社会の形成者としての子ども・若者の支援をしていく必要があります。

2. 子どもの放課後対策

児童館において、児童の居場所づくりや子育て支援機能の充実などを進めるとともに、市内の小学校7校全てに放課後子ども教室（はむらっ子広場）^{※2}を開室し、児童の放課後の活動場所の確保と子どもたちの見守り、自主的な活動の支援に努めてきました。

家庭に代わる児童の生活の場となる学童クラブでは、申込み者数が利用定員を超過した学童クラブの待機児童を対象に、平成27年度から児童館放課後サポート事業^{※3}を実施し、学童クラブの代替として児童が放課後を過ごせる居場所を確保するとともに、平成28年5月には、武蔵野第二学童クラブを移転し、定員の拡大を図り待機児童の解消に努めました。

しかし、共働き家庭の増加や核家族化などにより、日中、家庭で過ごすことが難しい子どもが増加傾向にあり、また放課後に事件・事故などに巻き込まれないよう、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所としての児童館や放課後子ども教室、学童クラブなどで、子どもの放課後の見守りや中高

※1 青少年対策地区委員会：7つの小学校地区内にそれぞれ設置され、関係行政機関や各種関係団体と協力し、体験事業の運営を通して青少年の健全育成を推進する組織。
※2 放課後子ども教室（はむらっ子広場）：子どもたちの放課後の自主的な活動をサポートするため、地域の方々などの協力を得ながら小学校の施設を利用し、安全で健やかな活動場所を提供する事業。
※3 児童館放課後サポート事業：学童クラブへの入所が保留となった児童（待機児童）を対象に、登録制により、学校からの下校後自宅に帰宅することなく、ランドセルを背負ったまま児童館に来館し、放課後を過ごすことができる事業。

生の居場所を確保していく必要があります。

また、児童館・学童クラブは、経営形態や運営手法を検証し、さらに充実した施設運営を行う必要があります。

基本方針

子どもや若者が、社会の一員として、心豊かで健やかに成長するよう、支援します。

今後の方向性

1. 子どもや若者への支援の推進

青少年健全育成事業や体験活動を実施し、子どもや若者が地域の中で豊かな人間性と社会性を身につけるための支援を行います。

地域の教育力の向上を図るため、地域で活動している青少年対策地区委員会などの支援や青少年育成委員会^{※4}を中心に子どもが健やかに育つための環境づくりを進めます。

全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図ります。

2. 子どもの放課後対策の充実

児童館、放課後子ども教室、学童クラブなど、放課後に子どもたちが活動できる場所の充実に努めるとともに、経営形態や運営方法について検討し、さらなる充実に努めていきます。

※4 青少年育成委員会：青少年問題協議会の下部組織として、羽村市青少年育成委員会要綱に基づき、青少年非行防止、地域環境の浄化、関係行政機関などとの連絡協議などを行う組織。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

羽村市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

1. 子どもや若者への支援の推進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	青少年健全育成事業等の実施	青少年が豊かな人間性と社会性を身につけるための支援として、青少年健全育成の日や地域をフィールドとした田んぼ体験や他地域との交流事業などを実施します。	
1-2	地域活動団体への支援	地域における青少年の育成を図るため、青少年対策地区委員会などの地域の青少年育成団体を支援します。	
1-3	子どもや若者の育成支援	若年無業者（ニート）やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫などの課題に対応するとともに、子ども・若者支援地域協議会（仮称）の設置を検討します。また、ひきこもり等の問題を抱える若者やその家庭を支援するため、講演会や相談会などを実施します。	重点

2. 子どもの放課後対策の充実

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	児童館事業の充実	子どもの活動を支える中心的施設である児童館で実施する各種事業や各種機器・設備の充実に努めるとともに、経営形態や運営方法について検討・充実するなかで、子どもの居場所を確保していきます。	重点 輝⑥
2-2	学童クラブ事業の充実	経営形態や運営方法について検討し、家庭に代わる児童の生活の場となる学童クラブ事業の充実を図ります。	重点 輝⑥
2-3	放課後子ども教室の推進	放課後子ども教室を推進するため、地域の協力を得て、見守りや自主的な活動を支援していきます。	重点 輝④

施策
5

生涯学習

前期基本計画における取組みと今後の課題

市では、生涯学習基本条例の基本理念および生涯学習基本計画に基づき、市全体で生涯学習を総合的に推進し、乳幼児期から高齢期までのライフステージ別に施策の方向を導き出し、その方向の道筋にある現状と課題を整理し、さまざまな施策に取り組んできました。

1. 学習活動

文化活動や郷土学習、スポーツ活動の推進などについては、各施設でそれぞれに事業を実施するほか、施設利用などの活動の場を提供し、市民や団体の活動を支援することで、市民の生きがいづくりとしての学習活動が行われています。

また、高度情報化や経済状況の変化など社会情勢の急激な変化に対応するために必要な知識・技能の向上を目的とした学習活動は、各ライフステージにおいてさまざまな機会に自主的・自発的な取組みとして行われてきました。

多様化・高度化する市民の学習ニーズおよび、少子高齢化などを要因とした社会教育関係団体の減少への対応として、さまざまな学習機会の提供や環境づくり、各種団体や NPO 法人・大学・企業などとの連携・協力をさらに進め、市民の主体的な学習活動の一層の活性化を図っていく必要があります。

また、施設利用者や事業参加者、市民団体のメンバーがやや固定的であることから、生涯学習における市民ニーズを的確に捉え、柔軟に対応した生涯学習の機会の提供に努めていく必要があります。

2. 学習成果

市民自らが学んだ学習成果を地域社会へ還元する活動については、市民の主体的な取組みが望まれ、市では、市民が学んだ成果を、次世代に引き継ぎ、さらに地域や社会に広げ、生かしていくなどの生涯学習活動を支援してきました。

生涯学習センターゆとろぎでは、市民ニーズに即した事業の実施や市民の主体的な学習の場を提供するとともに、市内外の文化に携わる団体と連携して、さまざまな事業などを協働で企画運営してきました。

図書館では、読書手帳の配布や表彰など、読書活動を推進するとともに、養成講座を受講した市民ボランティアによる読み聞かせや、おはなし会を開催してきました。

スポーツセンターでは、羽村市体育協会やはむら総合型スポーツクラブはむすぼ、社会教育関係団体の指導員を対象とした資質向上を図るための講習会の実施など、各種スポーツ活動を推進するとともに、中学校などの部活動で外部指導員の活動をしていただく取組みも行いました。

郷土博物館では、市民の郷土学習を支援する人材育成事業として、登録郷土研究員の制度運営に努め、研究員による歴史講座の講師や論文の発表などを通じて、広く市民にその成果を還元してきました。

今後も市民の学習成果を生かす場については、ゆとろぎや図書館、郷土博物館などで提供するとともに、市民の主体的な活動として、学習成果を地域へ循環していく仕組みづくりを、さらに進めていく必要があります。

基本方針

だれもが生涯を通じて、心身ともに健康で充実した心豊かな生活を送ることができるよう、あらゆる機会に、あらゆる場所において、個人の要望と社会の要請に対応した学習活動と、その成果を適切に生かすことのできる環境を整備します。

今後の方向性

1. 学習活動の活性化

- (1) 生涯学習基本計画に掲げるさまざまな施策の方向に基づき、ライフステージを通して各種事業に取り組むなど生涯学習の推進を図ります。
- (2) さまざまな体験学習機会の提供や、各種団体等との連携を図り、講座や芸術文化事業を実施するなど、市民の学習の機会を支援します。
- (3) 利用しやすく、快適に読書や学習ができるよう、図書館の機能と利便性の向上を図り、生涯を通じて市民の豊かな心を育む読書活動の推進を図ります。
- (4) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした事業に取組み、スポーツや芸術文化に関する市民の関心を高めます。
- (5) 市民が安全、快適でより使いやすいスポーツ施設となるよう整備していきます。また、市民ニーズを的確に捉えながら新たなスポーツ施設の整備などについて検討します。
- (6) 新たな研究の成果や情報を発信し、郷土意識のさらなる醸成や、市民の知的欲求にこたえます。

2. 学習成果の積極的な活用

市民や社会教育関係団体などが学習や活動の成果を自主的・自発的に地域のために活用していけるよう支援するとともに、人材育成などの学習機会の充実を図り、その成果を地域社会に生かし、還元できる仕組みを構築するなど、循環型の生涯学習を進めます。

主な計画事業

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業
輝：はむら輝プロジェクト事業

関連計画

羽村市生涯学習基本計画（平成 24 年度～平成 33 年度）
羽村市スポーツ推進計画（平成 27 年度～平成 33 年度）
羽村市子ども読書活動推進計画（平成 29 年度～平成 33 年度）

1. 学習活動の活性化

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	体験学習機会の充実	学校、家庭、地域が連携し、子どもたちがさまざまな体験学習などに参加できる機会を充実します。	
1-2	生涯学習センターゆとろぎ市民協働事業の推進	市民組織と協働して、市民ニーズや社会の要請に応えられる生涯学習センターゆとろぎの事業を展開します。	重点輝④
1-3	大学との連携による講座の充実	大学と連携・協力し、大学の知的資源を活用した、質の高い学習機会を提供します。	重点輝⑥
1-4	企業等との連携による生涯学習事業、芸術鑑賞事業の実施	企業や財団などと連携・協力し、最先端の科学、技術の紹介講座や、質の高い芸術鑑賞事業を実施します。	重点輝⑥
1-5	伝統文化交流事業の実施	郷土芸能や日本を代表する伝統文化に身近に触れ、出演者との交流を通じて羽村の文化の醸成・創造に役立てます。	
1-6	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラム関連事業の実施	東京 2020 大会を契機に、日本の文化の魅力を再発見するためのイベントや講座などを開催します。	重点輝⑦
1-7	図書館の機能・サービスの充実	新たな図書管理システムの導入を検討するなど、貸出や返却などの利便性の向上を図ります。	
1-8	図書館本館および分室等のあり方の検討	図書館分室などについて、利用促進の観点から、複合化、多機能化、集約化などを含めた今後の分室のあり方を検討します。	重点
1-9	読書活動の推進	乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた自主的な読書活動ができるよう、読書環境の整備を推進します。また、読書手帳を活用した読書の推進を図ります。	
1-10	スポーツを通じた健康づくりの推進	市民の健康増進を図るとともに、スポーツによって市民相互のふれあいや親睦を深めるため、スポーツを通じた健康づくりのイベントや教室などを開催します。	重点輝④
1-11	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会成功に向けた取組みとスポーツの推進	市民のスポーツの推進を図るため、東京 2020 大会の気運醸成に向けた取組みを推進します。また、東京 2020 大会を契機に、スポーツへの関心を高め、スポーツに触れる機会の少ない市民が日常的にスポーツに親しむ取組みを促すことで、市民のスポーツ習慣の定着を図ります。	重点輝⑦
1-12	スポーツ施設の整備・充実	既存のスポーツ施設を維持・管理し、老朽化に伴う整備、高齢者や障害者などに配慮した改修等を行っていきます。また、市民ニーズを的確に捉えながら、スポーツ公園の整備などについて計画的に実施していきます。	重点
1-13	各種展示や体験学習などの実施	学校教育への支援を進めるため、各種展示や体験学習などについて、小学校・中学校各学習指導要領に示された「博物館などの施設の活用」に応え得る事業を展開します。	

第1編 基本構想

第2編 後期基本計画

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

推進する構想

資料編

2. 学習成果の積極的な活用

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	社会教育関係団体の活動の充実に向けた支援	社会教育関係団体の活動内容を紹介するための団体・サークルガイドを発行するとともに、活動に対する財政支援を行います。	重点輝④
2-2	生涯学習コーディネーター機能の構築	生涯学習コーディネーターを養成し、学習活動で得られた専門知識・技能・豊富な経験などを地域社会で生かせるよう、学習成果の提供と利用をコーディネートする機能を構築します。	重点
2-3	市民ボランティアの育成と支援	ボランティアの質を高め、ボランティア活動が積極的に行えるよう、各種市民ボランティアの養成講座などを実施します。	重点輝④
2-4	登録郷土研究員制度の推進	地域の研究者の育成と協働、また研究成果の還元の間として、制度の活用と推進を図ります。	

